

業 務 委 託 契 約 書

1 委託業務の名称	水道料金等検針・収納等業務委託										
2 履行場所	泉大津市及びその周辺										
3 履行期間	令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 1 2 年 3 月 3 1 日 まで										
4 委託金額						¥					
うち取引に係る消費税 ¥ 及び地方消費税の額 _____											
5 契約保証金	委託金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額。ただし、第 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号及び同条第 7 項によるときは免除。										
6 適用除外条項											

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の業務委託契約約款（適用除外条項は、上記 6 のとおり。）によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して履行するものとする。この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 大阪府泉大津市東雲町 9 番 1 2 号
 氏 名 泉大津市
 代表者 泉大津市長 南 出 賢 一

受注者 住 所
 氏 名

業務委託契約約款

(総 則)

- 第1条** 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、業務委託仕様書（別冊の仕様書、金額を記載しない設計書を含む現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び業務委託仕様書の内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、甲は、その委託金額を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を乙又は第9条に定める乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この約款若しくは業務委託仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、業務委託仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び業務委託仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第41条の規定に基づき、甲乙協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務計画表の提出)

- 第3条** 乙は、この契約締結後14日以内に業務委託仕様書に基づいて、業務計画表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務計画表を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は業務委託仕様書が変更された場合におい

て、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務計画表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる甲が認める有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、又は甲が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、委託金額の100分の10以上としなければならない。

4 乙が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第33条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

7 第1項の規定にかかわらず、泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第116条第3号、第6号及び第7号に該当し、甲に認められた場合は、契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下「成果物等」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の全部を一括して、又は業務委託仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が業務委託仕様書において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請

求することができる。

(誓約書の提出)

第6条の2 乙及び泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、業務委託仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第8条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、業務委託仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 甲の意図する業務を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び業務委託仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、業務委託仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行われなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、業務委託仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第9条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託金額の変更、履行期間の変更、委託金額の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自

ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(土地への立入り)

第10条 乙が調査のため第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第11条 甲は、管理技術者又は使用人若しくは第6条第2項の規定により乙から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することが出来る。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第12条 乙は、業務委託仕様書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

第13条 甲が乙に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、業務委託仕様書に定めるところによる。

2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、業務委託仕様書に定めるところにより、業務の完了、業務委託仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

5 乙は、故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務委託仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第14条 乙は、業務の内容が業務委託仕様書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書、金額を記載しない設計書を含む現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

- (2) 業務委託仕様書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 業務委託仕様書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等業務委託仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 業務委託仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後10日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、業務委託仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により業務委託仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務委託仕様書等の変更）

第16条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務委託仕様書又は業務に関する指示（以下本条及び第18条において「業務委託仕様書等」という。）の変更内容を乙に通知して、業務委託仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第17条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る乙の提案）

第18条 乙は、業務委託仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき業務委託仕様書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、業務委託仕様書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により業務委託仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託金額を変更しなければならない。

（乙の請求による履行期間の延長）

第19条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第20条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、委託金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第21条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日(第19条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(委託金額の変更方法等)

第22条 委託金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第23条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第24条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(業務委託仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第24条の2 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(業務委託仕様書に定めるところにより

付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適當であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による契約内容の変更)

第25条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適當と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(委託金額の変更に代える業務委託仕様書の変更)

第26条 甲は、第7条、第14条から第18条まで、第20条、第23条、第24条又は第25条の規定により委託金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて業務委託仕様書を変更することができる。この場合において、業務委託仕様書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が委託金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第27条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、業務委託仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを委託金額の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(委託金額の支払)

第28条 乙は、前条第2項(前条第5項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)の検査に合格したときは、委託金額の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から30日以内に委託金額を乙に支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了した

ものとみなす。

(消費税等率変動に伴う委託金額の変更)

第28条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを委託金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(第三者による代理受領)

第29条 乙は、甲の承諾を得て委託金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第28条第2項の規定に基づく支払をしなければならない。

(契約不適合責任)

第30条 乙は、業務を完了した後において、業務の目的物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

2 前項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、同項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完しないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における延滞違約金等)

第31条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、延滞違約金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、遅延日数に応じ、1日につき委託金額の1000分の1に相当する額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第28条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合においては、甲は、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、年当たり政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率の割合で計算して得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）の遅延利息を乙に支払わなければならない。

(甲の催告による解除権)

第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告

をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日経過後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第27条第5項及び第30条第1項の補修、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (6) 乙に重大な法令違反の事実があることが判明し、この契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、乙がこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第32条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第35条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったと

されたとき。

- (1) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第33条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の100分の10相当額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲に生じた実際の損害額がこれを超える場合には、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

第34条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第35条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第16条の規定により業務委託仕様書を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
(2) 第17条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1（履行期間の2分の1が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙は、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除の効果）

第36条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務完了前に解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託金額（以下「既履行部分委託金額」という。）を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託金額は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から

1 4 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除に伴う措置)

第37条 乙は、この契約が業務完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、この契約が業務完了前に解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理する業務の出来形部分（前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第6条第2項の規定により、乙から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第32条又は第32条の2、第42条又は第42条の2によるときは乙が負担し、第35条によるときは甲が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等

乙が負担する。

4 第2項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、甲が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第32条又は第32条の2、第42条又は第42条の2によるときは甲が定め、第34条及び第35条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第38条 乙は、業務委託仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第39条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（個人情報の保護）

第40条 乙は、この契約を履行するため個人情報を取り扱う場合は個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。
- 3 乙又は乙の使用人は、この契約の履行に関して知りえた個人情報を、他に漏らしてはならない。履行期間終了後、又はこの契約が解除された後も同様とする。
- 4 乙又は乙の使用人は、この契約の履行に関して、収集した個人情報（以下「収集個人情報」という。）、及び甲から提供された個人情報（以下「提供個人情報」という。）を、この契約の履行目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 乙又は乙の使用人は、収集個人情報及び提供個人情報を複製し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 6 乙又は乙の使用人は、収集個人情報及び提供個人情報をき損し、又は滅失することのないよう適正に管理しなければならない。
- 7 乙は、収集個人情報及び提供個人情報を履行完了時に、甲に提出し、又は返還しなければならない。
- 8 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 9 乙は、契約を履行するにあたり、乙の使用人に対して個人情報保護に関する教育・研修を実施しなければならない。
- 10 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託させてはならない。なお、委託先が再委託を行う場合以降も同様とする。
- 11 乙又は乙の使用人は、収集個人情報及び提供個人情報を漏えいし、き損し、又は滅失したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。
- 12 甲は、乙又は乙の使用人の、収集個人情報及び提供個人情報の取扱状況につき調査し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。
- 13 甲は、乙が本条に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 14 乙は、乙又は乙の使用人が前各項に違反したため甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

（紛争の解決）

第41条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定め

をしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第11条第2項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（談合その他の不正行為に係る甲の解除権）

第42条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 独占禁止法第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき。又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

（暴力団排除に係る甲の解除権）

第42条の2 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

2 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、乙に対して、当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

3 乙は、前2項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として請負代金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 前項の場合において、甲は、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第43条 乙は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、請負代金額の100分の20に相当する額を、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、又、この契約が履行された後も同様とする。

- (1) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第42条第1項第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第42条第1項第5号に該当したとき。

- 2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合には、乙は、超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者及び構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

- 4 乙は、第1項に規定する賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、年当たり政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率の割合で計算した額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(業務従事者災害等)

第44条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、甲は何ら責任を負わない。

(乙の法令上の責任)

第45条 乙は、業務委託従事者に係る労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(疑義等の決定)

第46条 この約款に定めのない事項又はこの約款に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定める。

泉大津市水道料金等検針・収納等業務委託仕様書

泉大津市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、水道料金等検針・収納等業務委託（以下「検針収納等業務」という。）に関して、泉大津市水道料金等検針・収納等業務委託契約書、泉大津市水道料金等検針・収納等業務委託契約約款及び水道・下水道関係法令（市条例・規則・規程等を含む。）、委託業務に係る関係法令に定めるもののほか、本仕様書により、委託契約の実施方法を定める。なお、業務詳細については、泉大津市水道料金等検針・収納等業務委託契約仕様書細目にて定める。

（業務場所等）

第1条 甲は、乙が業務を行う場所を指定するものとする。

2 乙の営業用車両・バイクについては乙が費用負担するものとする。この場合において、乙の営業用車両駐車場については乙が確保するものとし、乙の営業用バイク駐輪場については甲が確保し乙に無償で使用させるものとする。

3 乙は、業務を遂行するにあたり、通信等に係る固定電話については甲が費用負担するものとし、業務の連絡用の携帯電話については乙が費用負担する。

（業務体制）

第2条 乙は、検針収納等業務を遂行するにあたり、甲に本約款に記載する業務責任者又はその責務を代行できる者、及び給水装置窓口業務の実務経験を4年以上有する給水装置工事主任技術者を含め最低4名を常駐させるものとする。

2 甲は、検針収納等業務に従事する者が、当該業務遂行に支障があると認めるときは、乙に理由を示してその者の交替を求めることができる。

（領収印）

第3条 乙は、領収書に押印する領収印を調整し、印影及びその取扱者をあらかじめ甲に届け出て、甲の告示手続等を経なければならないものとし、これを変更するときも同様とする。

（公金等の管理）

第4条 乙が収納した水道料金等の現金（小切手を含む。）の取扱いは、厳重な管理のもとで行うこととし、収納した現金及び納入済通知書の紛失事故等があった場合は、全て乙の責めとする。

（水道料金等の払込み方法）

第5条 乙は、集金日の翌日の午後2時までには水道料金等を集計し、甲に確認を受けた上、泉大津市水道事業出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

（収納業務実施報告書）

第6条 乙は、収納した水道料金等を泉大津市水道事業出納取扱金融機関に払い込みを行ったときは、その都度、収納金額に係る報告書（日報）を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、毎月5日までに前月中の収納金額に係る報告書（月報）を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

（定例打合せ会等）

第7条 乙は、毎月20日までに、翌月分の検針・収納等業務実施計画書及び前月分の検針・収納等業務実施報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲及び乙は、毎月1回以上日程調整の上、前項の検針・収納等業務実施計画書及び検針・収納業務等実施報告書に基づき検針収納等業務の実施に伴う諸般の事項について、定例打合せ会を開催しなければならない。

3 乙は、甲の指示により、水道等使用者からの意見を検針収納等業務に反映させる方策をとらなければならない。

(書類の授受)

第8条 甲は、あらかじめ乙と協議の上定めた日時に、水道メーター検定満期一覧リスト及び未納者一覧リストその他検針収納等業務の実施に必要な書類を乙に貸与するものとする。

(書類等の管理)

第9条 乙は、検針収納等業務の実施に伴う書類、帳簿及びデータ等（以下「書類等」という。）を、注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、検針収納等業務の実施に伴い発生した用紙を破棄する場合は、甲の立会いで、シュレッダーその他確実な方法により処分しなければならない。

3 乙は、甲から要求があるときは、その業務に係る書類等を直ちに提出できるように管理しなければならない。

4 作成された書類及び情報（各水道等使用者の検針メーターの位置を示したものや滞納整理状況の記事を含む。）等は甲に帰属するものとし、乙はそれを甲に返還するときは、返納書を提出しその確認を受けなければならない。

5 乙は、本契約が終了したときは、前項の手続を3日以内に完了させなければならない。

(留意事項等)

第10条 乙は、常に親切丁寧を基本として業務を実施しなければならない。また、水道等使用者から乙の業務に寄せられる問い合わせ及び苦情については、自己の責任において誠実に対応しなければならない。

2 乙は、水道等使用者からの苦情、質問及び相談については、遅滞なく報告書に記載し、これを甲に報告しなければならない。

3 乙は、検針収納等業務の実施のため、水道等使用者の宅地内に入るときは、水道等使用者の管理に属する物件を損壊、汚損等がないように細心の注意を払わなければならない。

4 乙は、検針収納等業務を遂行するにあたり、水道等使用者宅を訪問し、又は電話催告等を行う場合は、相手の承諾及び指定のない限り、午後9時から午前8時までの時間帯を避けるようにしなければならない。

5 乙は、泉大津市の休日に関する条例による休日及び夜間における緊急事態の発生に備え、常に緊急連絡網を整備し、これを甲に報告しなければならない。

(貸与品)

第11条 検針収納等業務の実施に必要な机、椅子及び電算端末等の物品で甲が乙に貸与するものは、別紙①のとおりとし、甲から貸与されたときは、直ちに受領書を甲に提出するとともに、善良な管理者の注意をもって、これを管理しなければならない。

(支給品)

第12条 検針収納等業務の実施に必要な帳票等で甲が乙に支給するものは、別紙②のとおりとする。

(乙の記録・報告義務)

第 13 条 乙は、前 2 条に規定する貸与品及び支給品については、あらかじめ記録上明確にするとともに、使用にあたっては甲に報告しなければならない。

(受託者が負担するもの)

第 14 条 乙は、第 11 条及び第 12 条に規定するもののほか、業務従事者の使用する領収印、制服(名札を含む。)、腕章その他契約の履行に必要な物品及び機器その他甲の指示するものすべてを乙の費用をもって負担しなければならない。

2 乙は、業務従事者の使用する制服及び腕章等について、甲に報告するものとする。

3 乙は、本契約にかかる次期受託業者への事務引き継ぎのために要する一切の費用を負担しなければならない。

(貸与品及び支給品等の返納)

第 15 条 乙は、本契約終了後 3 日以内に、貸与又は支給を受けた物品及び帳票等並びに作成した領収印、名札・腕章等を甲に返還するとともに、貸与品等返納書を甲に提出してその確認を受けなければならない。

(従事職員等の研修)

第 16 条 乙は、乙の従事職員等に対し、基本的人権あるいはこの契約に係る業務を円滑に遂行するための接遇及び職務に対する研修を行うものとする。

(収納率等)

第 17 条 乙は、甲が提示する予定収納率を超える収納率を確保しなければならない。

2 甲は、乙の予定収納率達成の有無により、別紙③に定める方法に従い、委託金額の支払いを行う。

(その他)

第 18 条 本業務の遂行にあたり本業務と密接に関連する水道料金等福祉減免や下水道事業に係る業務について、必要に応じて別途協議のうえ、追加で委託する場合がある。

第 19 条 本市水道事業は大阪広域水道企業団との統合を令和 9 年 4 月に予定しており、事業引き継ぎにより本仕様書及び仕様書細目の内容に変更が生じる場合は甲乙協議のうえ円滑に業務を行えるよう対応するものとする。

第 20 条 この仕様書に定めのない事項については、甲と協議のうえ定めるものとする。

別紙①

貸 与 品

甲は、「泉大津市水道料金等検針・収納等業務委託仕様書」第 11 条の規定に基づき、業務の実施に必要な下記に掲げる物品等を乙に貸与するものとし、乙はこれを適正に管理しなければならない。

記

品 目	数 量
検針用スマートデバイス	1 1
スマートデバイス用モバイルプリンター	1 1
窓口業務用 PC 端末機及びプリンター	一式
各業務用 PC 端末機及びプリンター	一式
OCR スキャナ	1
メールシーラー	1
事務所机	1 1
事務所袖机	2
事務所椅子	8
事務所テーブル	1
キャビネット	1
事務所書庫	4
事務所ラック	1
窓口カウンター	5
窓口椅子	4
パーティション	8
鍵付き書庫	3
休憩スペース椅子	9
休憩スペーステーブル	2
書庫	7
電話機	5
更衣用ロッカー	1 6
倉庫内ロッカー	1

別紙②

支 給 品

甲は、「泉大津市水道料金等検針・収納等業務委託仕様書」第 12 条の規定に基づき、業務の実施に必要な下記に掲げる帳票等を乙に支給するものとし、乙はこれを適正に管理しなければならない。

記

- 1 ご使用水量・料金等のお知らせ
- 2 納付書・督促状
- 3 口座振替開始通知書・口座再振替通知書
- 4 水道メーター定期取替のお知らせ

※ 上記記載の支給品以外の催告書・給水停止予告書等は支給しません。

別紙③

予定収納率等に係る特約事項

1. 予定収納率は、水道料金（水道料金及びメーター使用料）の調定金額について定める。
2. 収納率は、毎年度算出し、精算するものとする。
3. 収納率は、過年度（過年度とは、現年度から起算して前年度及び前々年度のもの）の全調定金額（以下単に「金額」という。）を分母とする。
ただし、水道使用者の死亡、倒産、会社更生法の適用、転居先不明等市長が認めるものは、分母から除外する。
4. 収納率の算定は、パーセント表示の小数点以下第3位まで計算し、第3位は切り捨てるものとする。
5. 収納業務における予定収納率は、過年度分について、毎年度末に99.80%以上とする。
6. 乙が金額において予定収納率を達成した場合、契約金額を甲は乙に支払うものとする。
7. 前項の規定にかかわらず、乙が予定収納率を未達成の場合、契約委託金額の1年間分による委託金額から、予定収納率に対し、金額において0.01%の減につきそれぞれ15万円を減じたものを、委託料の精算金額とし、乙は、この減額分を甲に対し甲の定めるところにより返還しなければならない。
8. その他予定収納率等の算出方法及び精算手続・支払等については、甲が定めるものとする。

泉大津市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との水道料金等検針・収納等業務委託を遂行するための仕様書細目は以下のとおりとする。

I 水道料金等の検針業務

1 乙は、甲の水道事業給水区域内の毎月検針方式の部分を除いては隔月検針とし、「偶数月検針区域」「奇数月検針区域」の2区域に分け、交互に年6回検針するとともに、甲が指定する大口使用者を中心に毎月検針を行う。

2 乙が行う検針は、次のとおりとする。

(1) 水道メーター（電子メーターを含む。以下同じ。）の指針を読みスマートデバイスに入力し、使用水量・料金等の「お知らせ」を郵便受け等に投函する。また、水道使用者等及び下水道使用者等（以下「水道等使用者」という。）から郵送依頼のあるものは、郵送する。

閉栓中であってもメーターを設置している場合は、無届使用の確認の意味から検針する。

(2) 検針当日、不在・障害等で検針できない場合は、再訪問の連絡を取り、未検針を発生させない。

(3) 水道等使用者の使用水量がスマートデバイス設定基準を超える水量過多・過少等の水量異常又は漏水（パイロット回転）・無届開栓・工事中・水道メーター障害（故障）・その他を発見した場合は、水道等使用者に知らせるとともに、メーター交換等それぞれ適切に処理する。

また、水道等使用者から水道メーター障害（故障）等で問い合わせがあったときも対応するものとする。

(4) 甲の設置する料金システム端末機（以下「端末機」という。）を利用してスマートデバイスの検針済データの転送及び未検針データの抽出を行うものとする。未検針があった場合は、速やかに検針し、データの転送を行うこと。

(5) テレメーターでの検針については、電話回線から情報を端末機に取り込み、情報入力するとともに、検針お知らせについては、スマートデバイスに情報の取り込み（取り込みから3日以内）を行い交付すること。

また、テレメーターでの検針でデータがとれない場合は、検針データを現地での検針によりとること。

(6) 無届開栓については、発見調査に努め、発見したときは、直ちに甲に報告するとともに、当該水道等使用者に開栓届出を行うように指導し、水道料金等の徴収に努めなければならない。

また、それに伴う調定・更正を行うこと。

(7) 漏水等については、漏水等をチェックする異常管理リストにより水道等使用者と連絡をとり適切に処理するものとする。使用水量の異常増減、メーター故障の発見については、水道等使用者への周知等適正に処置を行うものとする。

(8) 乙は、次に掲げる理由により使用水量の認定を必要とするときは、直ちに甲に報告し、甲の承認を受けて処理しなければならない。

ア 水道メーターに異常があったとき。

イ 使用水量が不明のとき。

ウ 再検針を行った際、水道メーターに異常はなく前回検針が誤検針であった場合、又は水道メーターが不明のため水量を認定する必要があるとき。

- (9) 盗水等不正使用を発見した場合は、直ちに甲に報告する。
- (10) 0 m³使用について、メーター故障等の調査を行い、適切に処理する。
- (11) 新規の使用者（甲から送達される申込書に基づき）のお客様番号を附番する。
- (12) 水道等使用者の検針順路図を作成する。なお、検針順路図に個々の水道等使用者の検針に係る注意事項を記入する。
- (13) 漏水修理することによる漏水減免については、泉大津市水道料金及び下水道使用料の減免に関する要綱に基づき、甲の承認後、水道料金等を更正・調定し、水道等使用者に通知し処理する。
- (14) 検定満期等でメーター取替があった場合には、検針時にメーター口径、メーター番号等をよく確認し、誤りがあったときは、データ修正を行い、甲に報告する。
- (15) 検針業務及び関連する業務について、よく熟知し水道等使用者から説明を求められた場合は、責任をもって説明する。
- (16) その他特別の場合は甲と協議する。

3 検針の日程

地域別の検針日程については、検針データ抽出・転送チェックリストのとおりとする。この日程内であれば、あらかじめ甲の承諾又は確認を得た上で、甲の閉庁時であっても検針を行うことは、差し支えないものとする。閉庁時に検針を行う場合は、乙が責任をもって対応するものとする。甲の指示により日程及び検針方法に変更を行う場合は、乙は対応しなければならない。

4 検針の進行状況管理

乙は、「検針進行計画書」により進行状況をチェックし、問題があれば随時甲に報告し、協議するものとし、月報により件数を報告する。

5 水道等使用者からの問い合わせ・苦情等の処理

乙は、水道等使用者からの問い合わせ・苦情等の処理については、以下の対応により行うものとする。甲は、乙が以下の対応の結果、解決できないものに限り、甲乙協議の上、対応するものとする。

- (1) 検針日等の問い合わせ・約束等の必要な処理をする。
- (2) 検針業務の苦情等に対処する。
- (3) 漏水の判定が不明瞭なときは、現地調査等を実施する。
- (4) その他の問い合わせ・苦情の処理をする。

6 調定処理

- (1) 定期の検針及び更正等による調定を行い、甲が指定した決裁用紙の作成を行う。
- (2) 検針後のエラーリストにより、検針及び収納の対応を行う。

7 その他

- (1) 端末機及びスマートデバイスを利用し、検針進行計画書に基づき検針する。
- (2) 無届転出を発見した場合は、適切な処理を行うこと。
- (3) 複数回再検針を実施しても検針できない場合は、甲と協議する。
- (4) 新規の水道等使用者を検針順路図に記入する。
- (5) 集合住宅において、各戸検針の合計水量と参考メーター（親メーター）の水量とに著しく差が発生しているときは、所有者等に通知し適切な処理を行う。
- (6) その他疑義が生じた場合は、甲と協議する。

Ⅱ 水道メーターの検定満期等取替業務

- 1 甲は、検定満期及び事故により取替えが必要な水道メーター（電子メーターを含む。以下同じ。）については、乙に一覧表及び台帳を添えて引渡しを行うものとする。乙は、一覧表に基づき水道等使用者に対して、「水道メーター取替えのお知らせ」を郵送するものとし、乙は取替業務のスケジュールについて、検針の日程を考慮し、甲と協議するものとする。ただし、乙は、天災等やむを得ない事由により、取替業務を完了できないときは、直ちに甲に書面により業務期間の延長を申し出るものとする。
- 2 乙は、水道メーターを取替えようとするときは、必ず水道等使用者の承諾を得て、取替え後は現状復帰すること。ただし、水道等使用者が留守等の理由で再度の訪問をし、努力しても承諾が得られない等の場合は、甲に報告し、指示を受け処理するものとする。
- 3 乙は、水道メーター取替え前に漏水を発見したときは、漏水修理完了後水道等使用者の立会いの上、取替作業を行うものとする。1次側での漏水は、甲に連絡し、2次側については、水道等使用者に連絡し、指定工事業者の紹介を行う。
- 4 乙は、甲から引渡しを受けた取替用メーターについては、善良な管理者の注意をもって保管し、き損、紛失が生じた場合は、乙の責任により、その損害について賠償するものとする。
- 5 水道メーター取替えに際し、メーターの位置替え・かさ上げ等の補修をしなければその取替えが不可能なときは、甲に報告し指示を受けて処理するものとする。
- 6 乙は、水道メーターの取替えができないときは、水道メーター取替不能報告書に、写真の添付及び理由を明記し甲に報告し、併せて乙において記録するものとする。
- 7 乙は、水道メーターの取替えの際に直結止水栓及び止水栓上部が不良であれば、甲に報告するものとする。
- 8 乙は、取替えに際して、以下のことがないように注意して行うとともに、甲、水道等使用者あるいは第三者に対しての事故については、乙がその損害について賠償するものとする。
 - (1) メーターの逆付
 - (2) 引込み管等への砂、泥水等の流入
 - (3) ユニオン等の締め付け不良
 - (4) メーター取替え後の止水栓の開栓忘れ
 - (5) 取付け・取外しのメーター指針及び器番の記録誤り
- 9 乙は、甲から引き渡された水道メーターを本仕様書及び仕様書細目以外の用途に流用してはならない。
- 10 7年を経過したメーターを取替えし、計量法（メーター検定満期：8年）を順守すること。
- 11 大口径のメーター取替えについては、営業用等の場合など、水道等使用者と協議の上で夜間休日等の取替作業も実施すること。
- 12 大口径のメーター取替えについては、仕切弁、バルブ操作の関係から、甲と事前に協議の上、対処する。特ににがり水発生のないよう留意し施工する。
- 13 事前に取替箇所を確認した上で、指定した期間内で早期に作業を行う。
- 14 対象水道等使用者名、取替メーター口径、取替メーター番号を確認のうえ取替えを行い、データ入力用のOCRに記入のうえ、端末機に入力する。
- 15 取替え後、日報で取替実施報告書を作成し、甲に報告する。

- 16 取替え時には作業服及び腕章を着用して取替えを実施する。
- 17 取替え中に発生した漏水事故、故障等は、乙の責任において復旧するとともに、取替作業中に発生した事故は、直ちに甲に報告する。
- 18 対象者が不在時、敷地内に入らずとも取替えできる場合は、取替えを行い、取替済のお知らせ表により通知する。
- 19 取替え後、取替日毎に取替え後のメーターを箱に入れて整理保管し、甲の問い合わせに対応できるよう数量等の把握を行うこと。
- 20 取替え終了後は、散水栓等で必ずエア抜きを行う。使用者が不在のときは、エア抜きの実施方法を記入した説明書を投函し、器具の破損等（トイレのウォッシュレット等）が無いよう細心の注意を払う。
- 21 新品の残ったメーター及び取替え後のメーターは、取替え完了後、甲に直ちに返納する。
- 22 メーターの在庫管理を行い、在庫状況と翌月の取替予定数を甲に毎月報告する。
- 23 メーターを管理する倉庫の整理整頓を行う。
- 24 引き上げ後のメーターについては、修理不能分と修理可能分を分けて倉庫に保管し、その個数を甲に報告する。
- 25 乙は、取替業務上等の瑕疵が生じた場合の損害について、甲の検査合格の日から3年間担保の責を負わなければならない。
- 26 乙は、取替業務を完了した時は、直ちに甲に届け出て竣工検査を受けなければならない。
- 27 その他疑義が生じた場合は、甲と協議する。

Ⅲ 水道料金等の収納業務

- 1 乙は、督促状リストに基づき、水道等使用者に訪問又は電話等の方法により納付催告しなければならない。また、未納となっている水道料金等について、窓口収納、納付書収納及び口座再振替収納等の方法により収納しなければならない。
- 2 窓口収納は、水道等使用者が市役所に水道料金等を持参した際に収納するものとする。
- 3 口座再振替収納は、事前通知を送付し、毎月17日（土日、祝日の場合は翌営業日）に収納するものとする。
- 4 乙は、納付催告のために水道等使用者を訪問したときは、その都度交渉経過及び必要事項を記録しておかななければならない。
- 5 乙は、水道料金等を収納するときは、甲に届け出て、甲の告示手続を完了した領収印に、その取扱者が領収日付を付して押印し、当該水道等使用者にこれを交付しなければならない。
- 6 乙は、督促状発送の翌日から2年以内に、開栓中の水道等使用者で滞納料金のあるものから分納誓約書を徴しなければならない。2年経過したものについても甲の債権として確認できるものについては、あらためて分納誓約書を徴するものとする。
- 7 乙は、収納した水道料金等について、甲が水道料金等納入済通知書を確認したのち、出納取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 8 滞納者に対する催告は、1回目は郵送等で督促状を送付し、以降滞納者宅の訪問、もしくは文書催促により、滞納金の徴収に努めなければならない。
- 9 乙は、督促状による納入がない未納者に対しては、分納誓約書等を徴取し甲に報告する。
- 10 乙は、無断転出等による未納者に対しては、甲乙協議の上、できる限りの収納に努めなければなら

らない。

- 11 乙は、次の各号に掲げる事項に該当したときは、その都度直ちに甲に報告し、甲乙協議の上対応するものとする。
 - (1) 水道等使用者が、営業を一時停止し、又は廃止したとき。
 - (2) 水道等使用者が、手形交換所の不渡処分を受けたとき、又は破産宣告、会社更生手続の申立及び第三者より差押え、仮差押え、仮処分、民事再生手続開始、会社整理の申立を受けたときその他これに類する信用悪化状態が生じたとき。
 - (3) 水道料金等に関する異議申立てがあったとき。
 - (4) 水道等使用者が届出なく転出転入（長期不在等を含む。）をしていることを発見したとき。
 - (5) 水道等使用者が、水道料金等の納付について、分割納付の申込みをしたとき。
 - (6) 水道等使用者の住所地番等に相違があるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、甲に報告すべき事項（上下水道事業にかかわらず市の事業全般）が生じたとき。
- 12 料金が調定されたもののうち、口座振替分については、年間予定表に基づき、各銀行等に振替依頼を伝送処理し、振替後は各銀行等からのデータ受信など所定の処理を行う。
- 13 納付書による支払分については、料金システム等電算業務受託会社から納品された納付書を送付する。（圧着が必要なハガキについては圧着処理実施後に送付する）また、送付先が重複するのは納入者ごとに封入し、発送するものとする。
- 14 日計処理を行い、窓口、銀行等、コンビニの納入方法ごとに集計（OCRで読み取りを含む。）し、重複納付等過誤納データを含め、甲に報告する。
- 15 水道料金等を収納した時は、納入通知書に収納日の領収印を押印し、領収書部分を切り離し、支払者に交付する。
- 16 郵送した納付書等の返戻分は現地調査を行う。
- 17 過誤納された水道料金等を調査し、甲に報告し、承認後に還付又は充当処理をする。
- 18 水道料金等の収納金額を集計し、甲に報告する。
- 19 水道等使用者が口座振替申込書を銀行等に提出した場合、銀行等からの処理結果を受けたのち、水道等使用者に引き落とし開始日等を通知する。また、端末に口座振替の入力をする。
- 20 水道等使用者からの水道料金等の収納状況等の問い合わせがあった場合は、個人情報の取扱に留意の上適切な対応をする。
- 21 納付書は、端末による窓口での発行履歴と発行した納付書控との照合を行う。
- 22 その他疑義が生じた場合は、甲と協議する。

IV 給水停止及び解除業務

- 1 乙は、文書催告等により徴収に努めても水道料金等を収納できない場合、給水停止予定者一覧表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の給水停止予定者一覧表を受理した場合においては、これを速やかに審査するものとし、必要があると認めたときは、給水停止の執行を承認するものとする。
- 3 給水停止の執行は、その回数を含め甲の指示に従うものとし、収納業務実施計画書に給水停止予定日を盛り込むものとする。
- 4 乙は、甲が給水停止の執行を決定したときは、給水停止予告書を、訪問等により水道等使用者に

届けるものとする。

- 5 乙は、前項の規定により給水停止予告書を届けても、指定した期日までに水道料金等の支払がない場合、甲の承認により水道等使用者に対し給水停止を執行し、給水停止書を交付するものとする。
- 6 乙は、給水停止を執行されている者が、その原因となった水道料金等を納付した場合等、給水停止を解除する必要があるときは、当該解除業務を行わなければならない。この場合において、解除件数を甲に報告するものとする。
- 7 前項の解除業務は、原則として乙の営業時間内とする。
- 8 乙は、給水停止日の翌日の正午までに、甲に対し給水停止の執行状況及びそれに伴う収納状況を報告するものとする。
- 9 滞納金は、早期に徴収する。(徴収時に併せて転居等による過去の滞納金の収納に努める。)
- 10 滞納者について、水道料金等処理システム等を確認し徴収する。
- 11 収納分の納金は、翌日の午後2時まで(土、日、祝日の場合は、翌営業日)に甲に金額の報告を行い、出納取扱金融機関に納金する。
- 12 給水停止は、原則として毎月1回以上遂行する。実施計画書を作成し、甲に報告する。
- 13 滞納整理業務の執行時に閉栓の申し入れがあるときは、滞納額を整理した上で閉栓処理を受け付ける。ただし、滞納額が多く、一度に完納できないときは、分納誓約書により処理する。(後追いのため、転居先や連絡先を確実に把握しておく。)
- 14 滞納整理事務の執行時に口座振替を推奨する。
- 15 その他疑義が生じた場合は、甲と協議する。

V 窓口・受付業務

- 1 窓口業務の内容は、水道料金、加入金、設計審査手数料、しゅん工手数料、証明手数料、証明等交付手数料及び前納金等の収納、使用開始届及び使用中止届の受付及びシステム入力処理、その他各種届出の受付及びシステム入力、水道料金等の納付相談、電話応対、庁舎案内その他都市政策部水道課所管の一般事務であって甲の指示するもの等とする。
- 2 電話等による使用開始及び使用中止の届出を受付する。
- 3 電話等による使用開始及び使用中止を受付するときは、後日紛議が発生しないように詳細記述の徹底を図る。
- 4 使用開始及び使用中止の現地処理は、現地の作業担当者と連携をとり処理する。
- 5 水道料金等の支払時に、口座振替の利用の促進に努める。
- 6 納付書再発行の依頼があるときは、重複納付のないよう説明し、納付期限をよく確認のうえ発行し記録する。
- 7 未納水道料金等の分割納入については、水道料金等滞納整理事務取扱要領に基づき、計画的(時効内で完了する)に納入するよう指導する。
- 8 転入届の多い3・4月等は遅滞なく処理できる体制にて対応する。
- 9 その他疑義が生じた場合は、甲と協議する。

VI 開閉栓業務

- 1 業務地域は、甲が指定する場所とする。
- 2 基本的な現地業務は、開栓時は、水道開栓申込書の所在地へ出向き、計量用メーターの指針を確

認し、止水栓が閉の場合は開とする。閉栓時は、水道閉栓申込書の住所地へ出向き、計量用メーターの最終指針を確認し、止水栓の閉栓が必要な場合は実施する。

- 3 開閉栓申込書は、当日業務分を確認し作業を行う。
- 4 開閉栓の所在地は、地図等で位置を確認し、処理する。
- 5 水道等使用者の精算方法により必要であれば現地での中止精算を行う。
- 6 開栓の際は、メーター番号をよく確認し、止水栓を開とし、パイロットランプの作動を確認して漏水がないこと、出水不良がないことを確認して完了とする。万が一、パイロットランプが止まらない場合には、再度、閉とし入居者の連絡先へ状況説明し対応する。
- 7 開栓した時に、止水栓・ユニオン等から漏水している場合は、乙から甲へ報告し、対応する。
- 8 閉栓方法は、メーター番号をよく確認し、漏水の疑いがある場合、またはその他必要があると認められる場合は止水栓を閉とする。止水栓・ユニオン等から漏水している場合は、応急措置を行い、甲へ連絡する。
- 9 開栓、閉栓とも、所在地、部屋番号等、メーター番号をよく確認し、誤開栓、誤閉栓が無いように細心の注意をもって履行する。
- 10 開栓は、基本的には、使用日の前日に作業する。水道等使用者の都合により、届出当日に開栓の場合は、当日中に処理する。
- 11 閉栓は、基本的には、最終使用翌日に閉栓処理する。最終使用日が土、日並びに祝日の場合は、翌営業日となる。現地での中止精算をするときは、当日処理する。
- 12 開閉栓作業は、通常止水栓の開閉で対応するが、メーターの設置、撤去する場合もある。
- 13 閉栓作業を行った場合に、既に次の水道等使用者が使用されている場合は、届出様式に記入してもらい、再度、開栓対処する。
- 14 閉栓に伴う調定処理を行う。
- 15 開栓時に、メーターが検定満期になっているものは、取り替える。
- 16 大型メーターを含むメーター開閉栓業務は、メーター引き上げを含むものでも、これらに係る一切の経費については、すべて乙の負担によるものとする。
- 17 新規開栓があった場合は、その情報を料金システムに入力するとともに、月まとめの業務報告書を甲に提出すること。
- 18 その他疑義が生じた場合は、甲と協議する。

VII 給水装置窓口業務

1 各種窓口業務

- (1) 配水管に関する配管状況、メーター位置、口径、材質、土被りや工事場所における加入金権利の有無等の情報提供（給水管理システム、料金システム、台帳等を確認）を行う。
- (2) 甲が定めた給水装置工事施工基準及び要綱等の内容についての説明を行う。
- (3) 工事に必要となる加入金や設計審査手数料及びしゅん工検査手数料の説明を行う。
また、必要に応じて、臨時（工事用）水栓設置時に必要な前納金についての説明も行う。
- (4) 既設管がある場合は、既設管の再使用の可否についての説明を行う。また、既設管の状況が不明な場合、試掘調査の必要性についての説明も行う。
- (5) 新設引込の際の施工方法の説明を行う。
- (6) 指定給水装置工事事業者の新規登録・登録内容変更時等の各種手続きについての説明を行う。

2 給水装置工事申請受付及び設計審査等

- (1) 工事申請受付時は、本市の給水区域を確認したうえで、申請書類や添付書類が揃っているかを確認し受理する。なお、受理後は、申請書に附番の印を押す。
- (2) 受理後、提出された書類の内容を精査する。また、工事場所での加入金権利の有無及び既設管の位置等を再度確認する。なお、精査の過程で修正箇所や不明な箇所等があれば、指定給水装置工事事業者に連絡し修正が必要な旨を伝える。
- (3) 精査後は、施工基準と照合しながら設計審査を行う。
- (4) 設計審査完了後、甲に申請書を引継ぐ。
- (5) 水道課での決裁完了後、納付書を発行する。
- (6) 申請書の内容を管理シートへ入力する。
- (7) 納付書の入金を確認する。

3 しゅん工検査及び立会予約の受付

- (1) 工事申請時に必要な手数料及び加入金並びに前納金が入金されていることを確認後、予約受付を行う。(納入通知書の支払い済みのコピーを受け取る。)
- (2) 希望日を予約簿に記入してもらう。(原則 火・木曜日)
- (3) しゅん工検査願(様式8号)及び確認表、水圧写真、道路占用及び道路使用許可証の写し(立会の予約の場合)を受取る。

4 メーターの出庫及び保管に関する業務

- (1) 加入金の納付確認後、指定給水装置工事事業者へのメーターの出庫を行う。
- (2) メーターの出庫管理表へ入力
- (3) 庁内での在庫数を管理し、必要に応じて汐見倉庫から出庫する。
- (4) 入庫したメーターの管理、整理等を行う。
- (5) 使用済メーター(工事による撤去、検漏切れ交換)の管理、整理等を行う。

5 指定給水装置工事事業者の登録申請等の受付

- (1) 指定給水装置工事事業者から新規指定や更新申請又は変更時の届け出があったときは、申請又は届出書類及び添付書類が揃っているかを確認し受理する。
- (2) 申請及び届出の受理後について、書類に修正箇所等の不備があれば、提出者に連絡し修正が必要な旨を伝える。
- (3) 精査後、甲に申請書を引継ぐ。
- (4) 水道課での決裁完了後、納付書を発行する。
- (5) 納付書の入金確認後、指定証を交付する。

6 電子データ及び関連文書の保存

- (1) 乙は、委託業務の遂行にあたり作成した電子データ及び関連文書を保存し、速やかに報告しなければならない。
- (2) 乙は、埋設調査件数、しゅん工検査及び立会予約受付件数、給水装置工事申請件数、収入状況を、集計し保存する。
- (3) 乙は、その他、委託関連業務について集計データを提出する。

Ⅷ その他関連業務

- 1 乙は、その他関連業務として以下に定める業務を行うものとする。

(1) 納付書等発行電算出力及び郵送

- ア 乙は、当初納付書及び督促納付書（圧着が必要なハガキについては圧着処理を行う）を郵便物封入作業及び郵送を行う。（納付書は毎月 2 回、督促納付書は毎月 1 回、口座振替開始通知は毎月 2 回、口座再振替通知は毎月 1 回）
- イ 委託業務に係る郵便料金及び水道料金等口座振替の水道課窓口受付分にかかる郵便料金については、甲が負担する。

(2) 共通事項

- ア 滞納整理業務、検針業務の執行時に無届使用を発見した時は、水道開栓申込書を提出させ、適切に処理する。
- イ 開閉栓業務、メーター検定満期取替業務の実施にあたって、止水栓交換等ができる担当者を配置する。
- ウ 水道等使用者からメーター故障との申し出があったときは、調査のうえメーター取替えを行い、甲へ報告し対処する。
寒波の影響により市内全域で凍結の原因によるメーター破損は、甲と協力して対処する。
- エ 常に親切丁寧を基本として業務を実施する。また、乙に寄せられる苦情及び問い合わせについては、誠実に対応し解決に努める。
- オ 業務遂行中に委託業務以外の内容を水道等使用者から申し入れられたときは、甲と協議し対処する。
- カ 乙は、止水栓が故障していないか確認に努めその報告を甲に行うものとする。また、水道等使用者から止水栓（バルブ）が空回りしていると申し出があった場合は、その修理を行うものとする。
- キ 緊急時の対応には協力する。
- ク 委託業務に関連した業務を甲から指示されたときは実施すること。
- ケ 窓口、電話対応のため上下水道業務に熟知するように努める。甲は、乙の研修等に協力する。
- コ 検針業務、開閉栓業務において、メーターの紛失を発見したときは、水道等使用者から費用弁償をしてもらう。
- サ その他疑義が生じた場合は、甲と協議する。

(3) 漏水事故・断水事故等又は災害時における協力派遣

乙は、漏水事故・断水事故等又は地震・台風等の災害時において、甲の求めに応じ、その事故処理のためその従業員を協力派遣するものとする。

(4) 地域防犯・安否確認等

- ア 地域防犯に積極的に協力しなければならない。
- イ 独居高齢者等への安否確認に積極的に協力しなければならない。
- ウ その他甲の施策等に積極的に協力しなければならない。

(5) 大阪広域水道企業団統合に係る事務処理等

- ア 水道料金等の払い込みについては、泉大津駅周辺の泉大津市水道事業出納取扱金融機関とする。
- イ 3年後を目途に給水停止スケジュールを約 60 日の日程縮減を行う必要があるので、甲と連携し準備を行うものとする。

ウ 郵便物の処理については郵便局で行うものとする。

エ 漏水修理基準については1年後を目途に大阪広域水道企業団の基準となる為、準備等を含めて対応を行う。

オ インボイス番号の変更についての対応を行う。

カ 福祉減免終了に伴う準備を行う

(7) その他

その他関連業務で疑義が生じた場合は、甲と協議する。

IX 営業時間

1 乙の営業時間は、次のとおりとする。

	平 日	泉大津市の休日に関する 条例に規定する休日（年 末年始を除く。）	年末年始（12月29 日から翌年の1月3 日）
電話対応 （給水装置電話対応含む。）	8：45～17：15	—	休 業 日
窓口業務 （給水装置窓口含む。）	9：00～16：30		
給水停止日	8：45～20：00		
開閉栓作業 ・その他	8：45～17：30		

注） 上記の営業時間外であっても、緊急時対応が可能となるように携帯電話等で連絡が取れる体制をとること。

検針データ抽出・転送チェックリスト

(偶数月)			
台帳	町 名 等	検針範囲	検針日
82	なぎさ町	自動 検 針	1
84	自動検針偶数	自動 検 針	2
86	くすのき団地	自動 検 針	1
99	毎月検針	1～500	1～8
		501～4999	5～6
	無線検針	5000～7999	5
3	東雲町	1～241	1～2
		242～終	4～6
17	西港町	全	4～5
7	東港町	全	7～8
23	虫取町	1～429	1～6
		430～終	6～7
38	東豊中町	1～270	13～14
		271～485	1～2
		486～終	12～13
50	助松町一丁目	1～239	8～9
		240～終	8～9
47	下条町	全	8～10
10	神明町	全	12～13
51	助松町二丁目	1～252	6～7
		253～終	6～7
8	若宮町	全	14～15
52	助松町三丁目	1～260	12～13
		261～終	6～7
24	さつき・式内団地	402～終	14～15
80	北助松住宅	1～162	5～7
		163～終	5～7
44	池浦町	1～230	8～9
		231～460	13～14
		461～696	15～16
		697～終	6～15
36	豊中町	1～489-66	7～9
		489-67～終	13～15
75	池園町	全	7～8
37	北豊中町	1～428	13～15
		429～終	13～15
42	宮町	全	19～20
6	菅原町	全(以下を除く)	19～20
	菅原町(ルミエールフカキⅠ)	331-1～333-27	15～16
18	清水町	全	21～23
53	東助松町	1～364	18～19
		365～756	15～17
		757～1110	15～16
		1111～1297	18～19
		1298～1488 (以下を除く)	19～20
		東助松町(ジョイフルハイツ)	1375-1～1375-51
	東助松町	1489～終	14～15
43	寿町	全	18～20
2	旭町	全(以下を除く)	18～20
	旭町(ポルト泉大津)	308-10～308-38	15～16
	旭町(エルグランデOZU)	406-1～406-64	5～6

(奇数月)			
台帳	町 名 等	検針範囲	検針日
35	要池住宅	自動検針	1
83	自動検針奇数	自動検針	2
99	毎月検針	1~500	1~2
		501~4999	3~4
9	田中町	5000~7999	5
		全(以下を除く)	6~7
13	高津町	200~200-94	6~7
34	穴田	全	2~3
32	我孫子	全	2~3
		1~170	5~6
		171~496	6~7
49	松之浜町二丁目	497~終	2~3
		1~229	8~9
		230~464	3~4
61	曽根町	465~終	7~8
		1~461	7~10
14	式内町	462~終	7~8
19	河原町	全	6~8
15	上之町	1~225	6~7
		226~終	12~13
20	汐見町	全	13~14
65	助松団地	全	6~7
		1~282	9~10
		283~451	9~10
		452~751	9~10
		752~1022	9~10
63	森町	1023~1331	9~10
		1332~終	9~10
		1~405-29	13~15
58	二田町	405-30~861	15~17
		862~終	14~16
48	松之浜町一丁目	1~223-10	15~16
25	板原町	223-11~終	8~16
		全	14~15
		1~309-99	9~10
		310~641	14~15
4	春日町	642~928	13~14
66	千原町	929~1032	17~22
12	戒町	1033~終	21~22
11	本町	全	21~22
16	下之町	全	13~14
5	小松町	全	23~24
1	昭和町	全	20~21
76	条南町	全	17~22
		1~321	10~13
		322~終	14~15